大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第８条第１項の規定により聴取した意見について、同条第３項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和８年６月 19 日

滋賀県知事　三日月　大造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　クロスモール近江八幡　近江八幡市土田町 1357 番ほか

２　意見の概要　近江八幡市からの意見

⑴　商業施設等の自治会加入の取扱いについて、地元自治会（第 12 区自治会および白鳥町自治会が該当）と協議を行い、その経過および結果を要約し、文書により近江八幡市総合政策部まちづくり協働課へ提出すること。

⑵　騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）、近江八幡市環境保全に関する条例（平成 22 年近江八幡市条例第 255 号）等の環境関係法令を遵守し、騒音・振動・悪臭等の公害防止に係る事業者としての責務を果たすこと。

⑶　騒音規制法および振動規制法に係る届出が必要となる場合は、遅滞なく届出を行うこと。

⑷　周辺の生活環境が損なわれることがないよう努め、苦情があった場合には誠意を持って対応すること。

⑸　本計画地周辺においては、歩行者および自転車利用者の安全確保ならびに周辺交通環境への影響について、十分な配慮が必要である。このため、開店後においても継続的に交通状況を把握するとともに、生活道路への流入抑制に努め、必要に応じて速やかに改善措置を講じること。

⑹　産業廃棄物および感染性廃棄物の排出がある場合は、許可業者に委託し適正に処理すること。

⑺　事業系一般廃棄物については、廃棄物処理施設（近江八幡市環境エネルギーセンター）へ直接搬入するか許可業者に委託して適正に処理すること。

⑻　商業機能交流拠点地区地区計画内であることから、良好な景観を形成するため整備方針に従って計画すること。

⑼　近江八幡市屋外広告物条例（令和２年近江八幡市条例第１号）の第３種地域に該当することから、掲出規模に応じて掲出には許可が必要となることに留意すること。

３　意見の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

近江八幡市産業経済部商工振興課　近江八幡市桜宮町 236 番地

⑵　縦覧期間　令和８年６月 19 日から令和８年７月 21 日まで